

NPO 釜ヶ崎

野宿生活者の就労機会拡大・居住・生活の安定のために、私たちは努力します。

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋 1-5-4 TEL06(6630)6060
E-mail: npokama@npokama.org <http://www.npokama.org> 南分室 TEL06(6645)0246

6 月 20 日(土) 第 10 回総会を開催します。

午後 6 時 釜ヶ崎支援機構・南分室(お仕事支援部)

2階

2008 年度事業報告・2009 年度事業計画、決算報告・予算・その他

6 月から新規事業を開始します。

- 1、 大阪市北区に「大阪希望館(住まいをなくした人のための再出発支援センター)」を、共同事業で開設します。

大阪希望館は、誰も社会からこぼれ落とさないための新しいセーフティネットを、市民の共同事業でつくっていくための取り組みです。民間の資金で相談センターと緊急支援用の宿泊居室を備え、野宿生活になる前に受け止めて公的セーフティネットにつなぐとともに、再出発後も支えていくことを目指しています。市民の力を合わせて大阪の町を大きなセーフティネットにしていくために、連合大阪など労働団体や宗教者など幅広い各界各層の人たちと共同しています。

- 2、 国の緊急雇用創出基金事業として、特別清掃の拡大と自立支援センター入所者の就労事業を開始します。

国の緊急雇用創出基金の事業として、大阪府と大阪市から受託して、2つの就労事業を開始します。ひとつは、森林公園などの清掃や除草と市内の小中学校の塀などのペンキ塗り作業を、特別清掃の登録者と一緒におこなう事業です。特別清掃は、1日あたり輪番 196 人、早朝のセンター整備 26 人、基金事業 41 人となります。

誰も社会からこぼれ落とさないための 新しいセーフティネットを 市民の共同事業でつくりあげるために

大阪希望館

〔住まいをなくした人のための再出発支援センター〕

へのご支援・ご協力をお願いします

新しいホームレス層ともいわれる「ネットカフェ難民」支援は、

NPO釜ヶ崎支援機構や厚生労働省の委託を受けた「大阪チャレンジネット」を運営する大阪労働者福祉協議会で積極的に取り組まれてきました。「ネットカフェ難民」の多くは、非正規労働者や失業者であるとともに、さまざまな社会的困難を背負った人たちでした。大半の相談者が、相談に訪れる段階で既にその日を過ごす生活資金さえ持っていない状態にあり、その人たちを支援していくためには、まずその日の寝場所と食事を提供することが必要とされました。また、精神的に追い詰められていたり、知的障がいを持っているため、就労の前に福祉的な援護を要する人たちも数多くいました。

さらに昨年末以降は、世界的な経済不況が深刻化する中、大阪においても「派遣切り」や日雇派遣・建設日雇の激減によって仕事も住まいも失って野宿や野宿直前の状態で相談に駆け込んでくる人が急増しています。

仕事も住まいも失ったとき野宿生活になる前に駆け込めて、再出発できる支援施設がどうしても必要だとの思いから、幅広い方々の協力を得て「大阪希望館（住まいをなくした人の再出発支援センター）」設立に向けて行動していくことになりました。

多くの市民・団体の皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

家もない 仕事もない

景気悪化で仕事と住まいを失った人のための再出発支援センターが早ければ5月末に大阪市内でオープンする。名付けて「大阪希望館」。戦中戦後に空襲被災者や困窮者を対象に設けた施設の愛称を借用したもので、宗教団体や労働団体などが

人生再び

大阪希望館

再出発 民間支援へ

準備会を結成し支援を求めている。定額給付金からの寄付も呼びかけており、新しい民間支援ネットワークとして注目を集めている。準備を進めているのは、

の産屋を借り上げる。住まい探しや就職活動を支援し、2週間程度で次のステップに踏み出せるようにサポートする。定員は20人。ネットカフェなどで

は、キリスト教や仏教系、神道系の宗教団体、連合大阪などの労働団体、NPOなど。空き店舗を事務所や相談室として、近くのアパートやワンルームマンション名前は、直木賞作家

夜明かししながら仕事を探すが多い大阪市北部での開設を予定。再起を図る場所を提供したいとしている。

毎日・4月18日夕刊

準備会連絡先 「大阪希望館」運営協議会準備会

事務局・中央区北浜東3-14 エルおおさか4階

大阪労働者福祉協議会 瀬戸 良寛 / 6943-6025 fax6943-5347 メール: seto@osakarofukukyo.or.jp

坂本 眞一 / 6943-5438 fax6943-5498 メール: s-sakamoto@rengo-osaka.gr.jp

金光教羽曳野教会長 渡辺 順一 / メール: habikino@sings.jp

NPO法人釜ヶ崎支援機構事務局長 沖野 充彦 / 6645-0246 fax6645-0369 メール: okino@npokama.org

「大阪希望館」って何?!

市民の力をあわせ、大阪のまちを大きなセーフティネットに

「大阪希望館」は旧来のイメージの福祉施設ではありません。「支えあい」の気持ちを共有していただける市民をつなぎ、まちの民間住宅や民間事業を「社会資源」として位置づけ、中心に「相談セン

ター」を、周りに緊急宿泊先やチャレンジ就労先を配し、地域や市民のネットワークで再出発を支援する。まったく新しい市民主体のセーフティネットづくりの運動です。

●「大阪希望館」のめざすもの

誰も使いすてにされない、誰もホームレスにされない社会を、主張や立場を超えた市民のセーフティネット運動で実現していくことです。

●「大阪希望館」の主な対象は

「派遣切り」や日雇派遣の激減・解雇リストラなどで仕事と住まいを失った人たちや、社会的な困難を背負って住まいを失い支援がなければ野宿生活に陥らざるをえない人たちです。

●「大阪希望館」のコンセプトは

- ・野宿生活になる前に受け止めて、公的セーフティネットにつながるまで緊急的宿泊と食事などの提供により再出発を支援します。
- ・再出発の方向や方法を一緒に模索し、考える時間と場所を提供します。
- ・入所中に医療受診・就労相談・福祉生活相談など各種相談を実施します。
- ・チャレンジ就労事業を実施し、「働くリズム」の堅持と一定の収入を提供します。
- ・再出発後も、仕事や生活の不安や悩みにぶつかったとき、いつでも相談できる支えの場となります。
- ・支えるための市民の「社会資源」を開拓して豊富化するとともに、新たなモデル福祉事業として行政からの支援を要望していきます。

産 経 報

失業者の再出発を支援

連合など協力「大阪希望館」設立へ

不況で仕事と住居を失った人が増えていることを受けた戦災孤児らの一時保護施設を描いた作家、難波利三などは5月下旬にも、失業者を受け入れる支援センターを大阪市内に設ける。民間アパートを借り上げ、無料で住居と食事を提供し、再就職をサポートする計画という。

終戦直後に大阪市が開設した戦災孤児らの一時保護施設を描いた作家、難波利三さんの同名著書から名付けられた。運営は連合大阪のほか、ホームレス支援に取組む宗教団体や、同市西成区のあいりん地区で活動するNPO「釜ヶ崎支援機構」などが参加する。

希望館は定員10〜20人を予定。居住スペースのほか、釜ヶ崎支援機構の沖野彦事務局長は「公的な援助を受けけるには時間がかか

相談室などを設け、運営スタッフが入所者の就職活動をサポートする。職業訓練や自立支援施設なども紹介し、退所後もサポートを続ける。運営にかかる費用は年間3000万円を見込んでおり今後、寄付を募る予定。

サンケイ・4月18日朝刊

り、一度野宿生活に陥ると社会復帰がどんどん難しくなる。希望館が野宿生活寸前の失業者の受け皿になれば」と期待している。

寄付受け入れ口座

NPO釜ヶ崎「大阪希望館」寄付金口座
 りそな銀行 萩ノ茶屋(ハギノチャヤ)支店
 普通 0135081 特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構
 (トクティエイリカツドウホウジン カマガサキシエンキコウ)
 問合せ先 npokama@npokama.org 沖野(NPO釜ヶ崎)
 tel:06-6645-0246

※なお、開設(5月末予定)以降は会員募集を開始する予定です。
 団体会員 1口 年間 10,000円から、
 個人会員 1口 年間 1,000円からを予定。
 その際は改めてご依頼いたしますので、会員としての申し込みをお願いします。

第一次呼びかけ人・呼びかけ団体

(個人) 秋庭裕(大阪府立大学准教授)、生田茂夫(新宗連大阪事務所)、稲場圭信(神戸大学大学院准教授)、大倉祐二(大阪市立大学G-COE特別研究員)、鎌田東二(京都大学こころの未来研究センター教授)、熊田一雄(愛知学院大学准教授)、田中滋晃(大阪ホームレス就業支援センター)、林和則(カトリック大阪教区社会活動センター・シナピスセンター長)、藤本拓也(東京大学大学院博士課程)、堀江有里(宮仰とセクシュアリティを考えるキリスト者の会(ECGA)代表)、松浦信郎(カトリック大阪教区司教)、松谷満(桐蔭横浜大学講師)、水内俊雄(大阪市立大学教授)、南野佳代子(「ざ・淀川」編集長)、三宅善信(金光教皇尾教会総長)、渡辺順一(金光教羽曳野教会長)【50音順】

(団体) 大阪労働者福祉協議会、連合大阪、部落解放同盟大阪府連、NPO釜ヶ崎支援機構、労働と人権サポートセンター、共生型経済推進フォーラム

釜ヶ崎で、エコ + 雇用の計画が進んでいます。

あいりん地区 大阪府が支援事業

放置自転車で雇用創出

鉄スクラップ価格の下落を逆手に雇用創出を――。日本最大の日雇い労働者の街、大阪市西成区の「あいりん地区」で6月にも放置自転車を新品に近い状態に再生して販売する大阪府の支援事業が始まる。鉄スクラップ価格の暴落で、放置自転車を無料で仕入れることが容易になり、利益を出すことは十分可能という。あいりん地区の雇用状況はオイルショック以降で最悪とされており、労働者の支援団体などは「あいりん発のビジネス」の成功に期待を寄せる。「土本匡孝 写真も」

再生して販売

府によると、国の交付金を使った「あいりん地域」自転車リサイクルシステム構築事業。5月下旬までに委託先の団体を選び、年約4400万円を今年度から3年間支給する。選ばれた団体は、放置自転車の安定的な仕入れ先や販売先を開拓する。例えば、マンションや大学の敷地に放置された自転車は、警察

府によると、国の交付金 に盗難や遺失が届けられていない場合、最終的には、敷地所有者らが処分せざるを得ないのが現状だ。府は「自転車の処分に関する問題」を今年度から3年間支給する。多いはず。協力を求めている」とし、入居者や学生に再生販売する「双方向のシステム」の構築も念頭に置いている。また、団体は定職がない人を自転車の

金属価格下落 「スクラップよりは」



放置自転車の修理をする元ホームレスら
＝大阪市西成区の釜ヶ崎支援機構で

修理員などとして雇う。府は年22人、3年で延べ66人の雇用を見込んでいる。12年度からは補助金がなくなるが、独立採算での運営は十分に可能とみている。あいりん地区の日雇い労働者の求人数は70年代後半のオイルショック以降、最低水準となるなど、雇用環境は大幅に悪化している。

府はこの事業が将来的に安定すること、あいりん地区の雇用環境の改善に役立つと考えていた。元ホームレスらが整備した中古自転車の販売もしているNPO法人「釜ヶ崎支援機構」(同区)の沖野充彦事務局長は「あいりん地区の労働環境は厳しい。仕事を待つのではなく、今回のような仕事を生み出す発想が必要だ」と話している。ピークの4分の1の鉄スクラップ価格 鉄スクラップ価格 鉄鋼メーカーなどでつくると、自転車は昨年夏ごろまで1キ当たり25〜30円で買っていたが、今は逆に同5円ほどの処分料を受け取るという。

毎日新聞・5月2日夕刊で紹介されました。釜ヶ崎支援機構では、地域の自転車店と共存しながらエコと雇用をつくりだすために、店頭での販売はしていません。ホームページ(大阪ホームレス就業支援センター)等で案内し、すべて電話・ファクスで注文を受け、直接発注者までお届けしています。Tel06-6630-6577 fax6630-6578 NPO釜ヶ崎リサイクルプラザ

2008 年度 お仕事支援部 活動報告

1. 登録・相談支援・実績報告

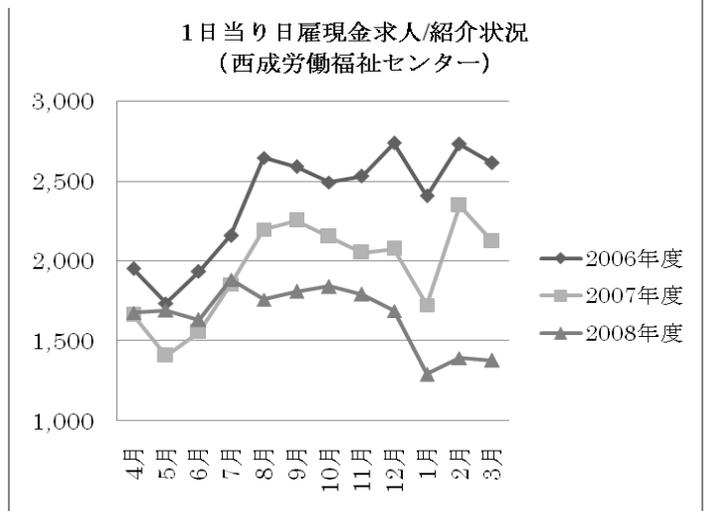
	2007 年度	2008 年度	差
(1) 新規登録者	609 名	633 名	+24 名
平均年齢	53 歳	51 歳	-2 歳

グラフ 1



※50 歳以上の割合が減少して、49 歳以下の割合が前年と比べて 56 名 (7.7%) 増加した。

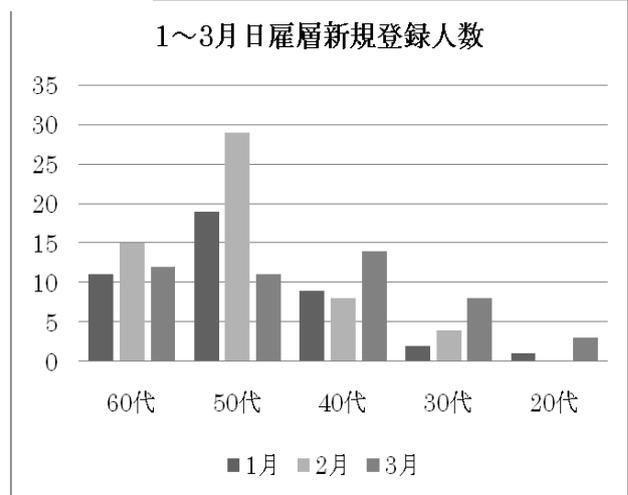
グラフ 2



<新規登録者の若年化>

若年化の要因は、①50 歳以上の方の生保受給が進んでいること、②昨年からの景気の悪化で比較的若年の派遣労働者が新規流入したこと(市内対策部門経由の登録が 32 名あり、平均年齢は 37 歳であった。)及び③日雇層の新規登録者 392 名 62% (下記表参照) の若年化が考えられる。特に今年に入ってからは、日雇求人の減少(グラフ 2 参照)により、今まで仕事に就けていた 20~40 代の労働者(グラフ 3 参照)も仕事に就けなくなり登録のため来所したと考えられる。

グラフ 3



2008 年度最終雇用形態別年齢別人数

(単位:名)

雇用形態	70代	60代	50代	40代	30代	20代	10代	計
正社員	0	8	15	9	1	0	0	33 (5%)
正社員以外常用	1	8	14	15	7	5	1	51 (8%)
派遣社員	0	3	8	26	22	8	0	67 (11%)
日雇	0	102	170	78	30	12	0	392 (62%)
その他	3	23	39	15	7	3	0	90 (14%)
計	4	144	246	143	67	28	1	633 (100%)

※最終雇用形態別では、日雇層が 392 名 (62%) で最も多く、50 代が山になっている。

次に派遣社員 67 名 (11%) が多く、30 代 40 代が山になっている。

	2007 年度	2008 年度	差
(2) 相談支援件数	1,694 件	2,446 件	+752 件

※就職活動用の携帯電話・面接用衣服等の貸出や履歴書作成支援等、直接就職につながる支援もさることながら、自立支援センター入所や雇用保険受給など、次の社会資源に至る待機期間の生活を支援せざるをえないため、よろず作業提供件数が大幅に増加するとともに、当機構が借り受けたアパート(全12室・お仕事支援部・福祉部門・市内対策部で共同利用)での寝場所支援もおこなった。こうした支援に要する費用は、ホームレス就業支援事業など行政の委託事業では認められていないため、同機構の独自の取り組みでおこなわざるを得なかった。また、特に派遣切り労働者など非日雇層相談者向けに、独自に就業及び生活支援プログラムを作り支援した。(別紙参照)

	2007 年度	2008 年度	差
(3) 就職実績	135 名	122 名	-13 名
平均年齢	51 歳	48 歳	-3 歳
日雇層	83 名 (61%)	59 名 (48%)	-24 名
元日雇層	8 名 (6%)	6 名 (5%)	-2 名
非日雇層	44 名 (33%)	57 名 (47%)	+13 名

(注) 日雇層とは、最終雇用形態が日雇で、概ね 1 年以上その収入で生活をしてきた方。
元日雇層とは、最終雇用形態は日雇ではないが、過去に日雇で生活をしてきた方。
非日雇層とは、日雇の経験がない方。

※日雇層の実績が 24 名減少して、非日雇層の実績が 13 名増加した。日雇層の実績の減少要因は、2007 年度に広く受け入れをしていただいていた企業への紹介を、容易にしなくなったことがあげられる。2007 年度 36 名(継続 3 名)から 2008 年度 8 名(継続 3 名)の 28 名の減少となった。相談初期に求人紹介をして就職されても、継続就労につながらず、迷惑を掛けることも多かった。従って、今年度はまず独力で就職活動をしていただき、活動状況をみながら紹介を行うようにした。しかし、それが再来所されない要因にもなっており、実績の減少につながったと考えられる。今後の課題である。

2. 自立支援センター入所サポート実数

年度	49 歳以下		50 歳以上		計
	人数	割合	人数	割合	
2007 年度	28	61%	18	39%	46
2008 年度	39	70%	17	30%	56

巡回面談終了から入所まで、何らかのサポートをした実人数は 56 名、うち 49 歳以下が 11 名 (9%) 増加している。

3. 最近の支援状況と今後の課題

第四半期の新規登録者は 231 名で、2008 年度総数の 36%の登録があり、よろず作業提供等の具体的なサポートをした 1~3 月の実人数は、53 名であった。その内、新規登録者は 44 名で最終雇用形態別の内訳は、派遣社員が 21 名で平均年齢が 35 歳、建設日雇が 9 名で平均年齢が 4.7 歳、契約警備が 4 名、その他が 10 名で平均年齢が 43 歳であった。

主なサポート内容(複数支援あり)は、よろず作業提供 45 名・住居支援 19 名・公園就労体験 17 名・自転車技能講習 4 名・個別カウンセリング 8 名・就業及び生活支援プログラム 3 名となった。また、国の緊急支援事業の雇用促進住宅に入居された方が 4 名、就職安定資金を利用された方が 2 名あった。

これらのサポートを経て、自立支援センター入所 24 名、就職決定 10 名、居宅保護受給 2 名、一時保護所入所 1 名、帰省 1 名であった。自立支援センター入所が多くなっている要因は、主に野宿経験のない元派遣労働者の相談が増えたこと、1 の (2) で述べた当機構独

自の寝場所・臨時就労の支援だけでは、支援を要する人の数に資源が追いつかず長期的に継続させることができないため、寝場所と食事を確保して就職活動を落ち着いてできる自立支援センターに頼らざるを得ないからである、寝場所と食事など生活基盤の支援を、当機構の独自財源でおこなわなければならないホームレス就業支援事業の受託範囲で、寝場所の確保から生活支援を経て就職へといたるワンストップ支援を行うことは、きわめて困難な状況になっている。

4 月度も新規登録者が多く 77 名登録があり、何らかのサポートをした実人数も既に 20 名となっている。今後も、就職決定、若しくは次の社会資源へつなげるまでの間、さまざまな支援プログラムを組み合わせながら、サポートをしていくという形が続いていくと思われる。自立支援センターも満床状態がつづいており、今後さらに雇用情勢が悪化し相談者が増えた時、十分な支援ができなくなることが予想される。さらなる支援プログラムの構築や諸関係機関との連携が必要になってくると考えている。

4. 2008 年度の事例報告

(1) A 氏 60 代前半 の場合

生活状況：直近の宿泊場所は簡易宿所、直近の主な収入は特掃で月約 17,000 円。
 健康状態：変形性腰椎症の持病有。大阪社会医療センターで通院服薬中。
 稼働能力：3～4 時間程度の軽労働可。
 学歴：工業高校機械科卒業
 職歴：会社員 7 年、現場作業員 17 年、建設土木 17 年他

来歴：大阪市立更生相談所で生活保護の相談中で就職支援をしてほしいと来所。

サポート状況：

1. 6/3・・・相談受付票に基づき聞き取り、支援内容の説明、履歴書・証明写真提供
仕事の探し方の説明
2. 6/4・・・履歴書作成支援、自転車貸出、①高齢者無料職業紹介所で 6/9 面接のマンション清掃の求人紹介
3. 6/5・・・自転車貸出
4. 6/6・・・自転車貸出
5. 6/7・・・自転車貸出
6. 6/9・・・自転車および携帯電話の貸出。①15 時面接
7. 6/10・・・①面接の結果不採用、自転車貸出
8. 6/12・・・自転車貸出
9. 6/13・・・自転車貸出、ハローワークで②本日 17 時に面接の店舗清掃の求人と③
6/16 に面接のテナントビル清掃の求人紹介、携帯電話 6/21 まで延長
10. 6/14・・・履歴書・証明写真提供
11. 6/18・・・自転車貸出、④高齢者無料職業紹介所で 6/20 に面接の清掃の求人紹介
12. 6/20・・・自転車貸出④10 時面接、6/末～試験作業後採否決定
13. 6/26・・・④での継続勤務中であること、7/2 に生活保護の決定および 7/7 から
アパート入居予定であることの報告のため来所

支援回数：13 回 面接：①～④の 4 回

※ 通常、市更相経由で初めて相談に来られた方については、こういうパターンの支援をしている。できる限り、独力で就職活動をすすめてもらっている。今までの実績から、自分で苦勞して勝ち取った仕事程、継続している。

(2) B 氏 50 代後半の場合

あいりん地域内日雇い労働者
 出身地 近畿 既婚 離婚歴あり
 高校卒業後専門学校 2 年終了

H20 年 10 月中頃西成労働福祉センターで求職中に当所を紹介されて来所、登録カードを作成すると共に状況を聞き取る。H16 年迄自営で会社を経営していたが、不況の為廃業においこまれ以後アルバイトや日雇い仕事で生活をする。自立支援センターへの入所歴があり、入所中に就職までには至らなかった、来所時にはドヤ住まいで週 3 回程度の仕事をしているがいつ解雇されるかわからない状況で不安な為、常用就職に就きたいと相談に来られた。すぐに紹介できる仕事もなく仕事の休日を利用してハローワークでの就活を勧めたがすぐに就職先が見つからず、1 カ月後には仕事も無くなって再び来所された。

以後の支援状況

H20年11月20日	公園就労体験で欠員が出た為、就労体験の趣旨を説明 休みの日には就職活動することを条件に欠員補充で参加受付
11月22日	公園就労体験勤務開始 21年1月15日迄
11月26日	休日を利用して就活と履歴書作成に来所
12月19日	就活に来所、ハローワーク求人情報提供するもマッチングせず。
12月25日	就活に来所。
H21年 1月 9日	就活に来所。
1月16日	就活に来所、公園就労体験は15日で終了。
1月19日	就活中、生活費が無い為よろず作業提供
1月26日	来所ハローワーク情報提供、面接希望の為ハローワークへ
1月27日	ハローワークからの紹介状持参 面接準備（履歴書、写真、 面接用衣服貸与）
1月28日	午後15時面接 採用決定 勤務開始2月5日から 清掃その他雑務（住み込み 3食付き）月給約13万円
1月29日	着任迄の生活費としてよろず作業提供
2月 3日	赴任費用としてよろず作業提供
2月 5日	着任後即日勤務開始

就職後、最初の給料日までは厳しい生活が続いた様だが、3食付きで住み込みの為我慢ができたとの事、休みの日には状況報告に来所され2回目の給料も受給、現在は安定した生活を続けられている。今後は少しずつ貯金をして1日も早くアパート自立できる様にとの希望を持って現在も励んでおられる。

(3) C氏 30代前半の場合

派遣切り、雇い止め若年者
出身地 近畿

高校 1 年中退後、飲食業（数店）工員を経てH16年5月派遣登録、期間工として数社に勤務するも、H21年1月初め頃雇い止めの会社都合に依り退職（滋賀県内）同時に住居も失い、頼るべき家族も無く（事情があり両親とは15年以上音信普通で生死も不明）仕事を求めて来阪、ネットカフェを転々としながら就職活動もみつからず、所持金も無くなり1月末頃チャレンジネット訪問後当所へ相談に来所、宿所を提供すると共に今後の事について相談を開始する。

以後の経過

1月28日	離職票を所持している為、雇用保険受給と雇用促進住宅申し込みの 手続きを開始する。
1月30日	当面の生活資金としてよろず作業提供（清掃作業）賃金 5700 円
2月 2日	よろず作業提供（清掃作業）賃金 5700 円
2月 3日	雇用促進住宅入居決定 7月31日迄 生活必需品と寝具の提供及び入居支援を行う
2月 5日	よろず作業提供（清掃作業）賃金 5700 円
2月 6日	雇用保険受給申請完了
2月 9日	初回雇用保険受給までの生活資金として、就業及び生活支援プログラムを 利用して公園清掃作業を提供 賃金 6000 円

以後 7 回の公園清掃作業を提供、作業の休みの日には就職活動を行い当所で履歴書等も作成、飲食店勤務をしている H11 年に調理師免許を取得しており、経験を生かせる仕事に就きたいとの希望から飲食業数社の面接を受けた。結果 2 社から内定をもらい内 1 社に就職決定。従業員数約 130 名の大手レストランで正社員を前提として 3 月初め頃から勤務開始当面は研修生として月給 18 万円、正社員登用後は月給約 25 万円を超える見込み。午前 11 時頃～夜 11 時頃迄勤務、帰宅は最終電車、休日は週 1 度と云うかなりハードな仕事ではあるが希望をもって励んでいる。休日には状況報告にも来所されており、生活費は雇用保険受給と初回給料及び再就職手当受給等で賄っており、研修終了後正社員になる迄は、生活費の面と精神的肉体的共に厳しい状況が続く、研修終了は本人の実力次第で早ければ 3 カ月、遅くても半年後には配属先が決まる見込みである。本人が必死で就職活動をし、1 日も早く不安な状況から抜け出したいとの真剣な思いからやっと勝ち得た仕事である為、真剣に取り組む事が出来ているものと思われる。

(4) D 氏 30 代前半 の場合

生活状況：直近の宿泊場所は簡易宿所、扇町・十三公園で 2 週間ほど野宿経験あり。
 出身地：近畿
 学歴：普通高校卒業
 職歴：調理 3 社 10 年、期間製造工 1 年、製造派遣工 10 ヶ月、日雇引越派遣 2 ヶ月
 免許資格：普通自動車、調理師、管理栄養士、クレーン、玉掛、アーク・ガス溶接

来歴：H20 年 11 月派遣切りに遭うも、待機中に寮を出たため、自己都合扱いで三重県にて職と住居を喪失。母の内縁の夫を頼り来阪、住民票の設定を行い、日雇派遣で生活費を稼ぎながら、就活を行う。H21 年 1 月下旬、当所のニュース映像を見て、就職支援を希望し来所。年末、南港臨泊の映像を見て、自立支援センター入所に抵抗感があったため、失業給付と雇用促進住宅を利用し就活を行う方向で支援開始。

以後の支援状況

- 1 月 21 日 大阪キャリアアップハローワークにて、雇用促進住宅申込と、雇用保険受給権の有無の確認をし、高槻市の雇用促進住宅入居決定。
- 1 月 22 日 住民票所在地のハローワーク淀川へ失業給付の手続きへ行くも、離職票取寄せは自分で行う旨指示され、派遣会社への連絡を行ったのみで手続きは進まず。生活費援助として自転車解体作業 4 台提供。
- 1 月 23 日 雇用保険手続きが進まないことと、自己都合退職であることが判明したため、雇用保険受給までの生活費の問題もあり、再度申込可能のため雇用促進住宅入居をキャンセル。今宮清掃作業提供。
- 1 月 24 日 当所の自立支援アパートへ居所変更を行い、就業及び生活支援プログラム(公園での就労体験)を利用しながら、支援を行っていくこととした。
- 1 月 26 日 公園見学と、作業内容の説明を受け、1 月 28 日から就労体験開始決定。キャリアアップハローワークでの求人検索と相談を行った。今宮清掃提供。
- 1 月 27 日 来所前に求人申し込みしていた飲食店員の面接決定。履歴書作成支援を行った。今宮清掃作業提供。
- 1 月 28 日 公園就労体験開始(当面週 4 日勤務、毎週土曜日に賃金渡しと生活費預かりを行う)
- 1 月 31 日 上記求人面接のため、履歴書用写真提供・面接用衣類の貸出。合格なら、1 週間以内に二次面接日の連絡ありとのこと。
- 2 月 4 日 二次面接に進んだため、面接用衣類の貸出。店長候補の面接で、創作料理を作った。
- 2 月 5 日 就職内定報告。2 月 7 日 13 時から見学を行い、2 月 17 日から出勤開始予定となる
- 2 月 7 日 生活費受け取りに来所(2 月 14 日分まで)。会社見学の結果、就職を決意。雇用保険手続きも取りやめ。公園就労体験は、一応 2 月 17 日までとした。
- 2 月 14 日 生活費受け取りに来所。協議の結果、公園就労は 2 月 16 日までとした。

就職決定後、自立支援アパートより、大阪府北部の店舗を中心に就業する。使用期間 3 ヶ月のところ、本人の頑張りが認められ 1 ヶ月で正社員となることができた。同時に協力家主提供のワンルームマンションの契約も考えていたが、本来勤続 1 年以上が条件の会社借上住宅入居も内示された。初任給が出るまでは、金銭管理を行い、以降は自分の給与で生活を行い、4 月 16 日に会社借上げアパートへの引越しを終え支援終了。4 月下旬より、ターミナル駅構内の新店店長に就任し現在も就労継続中。上記を含めた相談回数は 19 回、公園就労提供はのべ 12 日であった。本人が、資格と派遣の仕事につくまでの実務経験を生かし就活を行ったこと、当所の所有する資源を有効に利用し支援できた一例である。

平成 20 年度・園芸作業講習報告

当機構における園芸講習・公園緑化管理事業は平成 18 年度より実施いたしまして、平成 20 年度にて 3 年経過いたしました。これも一重に大阪市健康福祉局並びに大阪市ゆとりとみどり振興局の方々のご尽力によるものと感謝いたします。

園芸作業講習は年に 3 期の予定を組んで頂き、1 期の講習は 18 日間(平均週 3 日の 6 週間)で、大阪市の各方面の公園事務所にて様々な受講内容のカリキュラムを組んで頂き、園芸・公園緑化管理作業の基礎を学習するものであります。草花の育て方(種まきから花を育てる)・花壇管理・肥料・薬剤散布・除草・機械器具の安全な取り扱い方から実技講習・樹木の剪定など多くの科目を充実した内容で学習するものであります。受講時間は午前 9 時から 12 時までの 3 時間です。

午後 1 時から 4 時までは住之江公園管理共同体のご協力にて講習の場を提供いただき、午前中の受講した内容の復習と、同公園内の作業を通じて実技講習をいたします。

この事業の目的は西成区あいりん地区の高齢日雇い労働者やホームレスの方々を対象とし、園芸や公園管理作業をつうじて就労意欲や自立への足がかりになり、また更には園芸関係の就労拡大につながればと願うものであります。

平成 18～20 年の 3 年間／9 期の講習で約 63 名が受講いたしました。受講者の平均年齢は 60 歳位で、殆んどの方は再就職も難しくホームレス状態の生活をしております。園芸講習は每期公募にて希望者を 7～8 名選任しておりますが、興味を持ってまじめに取り組む姿勢を基本にしております。殆んどは未経験で 18 日間で多くの科目をいっきに学習することとなり戸惑いもありますが、幅広い学習科目であるからその中で得意とする科目や興味深い科目もあり、受講期間中に学習意欲を増す方も多いうように思われます。受講修了後には受講者の方々の希望としましては「園芸関係の仕事は無いですか？ あればいいのに」とよく聞かれます。これは今日まで多くの方々は建設・土木関係の単純重労働に比べ、比較的軽作業であるのと多様の変化ある作業内容に興味を持って、この園芸作業ならまだ体力的にも継続して働けると思うからではないでしょうか。

平成 18 年度夏より住之江公園管理共同体のご協力により、園芸講習修了者の就労の場として同公園の花壇の水遣りや公園管理作業を提供して下さいました。

園芸講習修了後、継続して同公園で作業をしている方は平均 14 名で、全員が均等に従事出来るように 2 名一組の出勤シフトを組み、週 1 回の出勤となります。公園事務所の所長はじめ社員の方々も大変協力的で、メンバーの方々とも信頼関係が深まり、大変良い関係を保っております。

平成 20 年度には上記 14 名以外に 4 名の方が体調不良や病気にて生活保護受給にて 引退されました。一名は入院療養中で、他の方は幸いに健康回復され安定した生活をしております。また 1 名の方は住之江公園での日曜日の園内清掃に従事し、月/3~4 日はボランティアとして園内の軽作業や後輩の指導的な役割を果たし、公園事務所の所長からも厚い信頼を得ております。

園芸講習から多くの仲間と住吉公園・住之江公園での作業や、さらに住之江公園区民のボランティア活動の方々との交流、こうした一つの輪ができて、多くの信頼できる仲間とのコミュニケーションの内にそれぞれが自分を見つめ直し、少しでも安定した生活をと、良い方向に向いてきているように思います。

平成 20 年 5 月にはあいりん地区内に「まちの花屋さん BON」がオープン致しました。これは釜ヶ崎支援機構はじめ住吉・住之江公園管理共同体の各社、他福祉関連事業所の共同事業として有限責任事業組合を設立致しました。園芸講習修了者も この花屋「BON」に週 3 日の 2 ヶ月間就労体験で、常時 2 名が花の販売を体験学習させて頂いております。花店での販売は初めての経験ですが、園芸作業講習で学んだ知識や住之江公園での経験が活かされていると思われま

その他民間や外部からの請負仕事としての就労提供は、一昨年と変わらず増加しておりません。府税事務所の樹木の剪定・矢田青少年会館の樹木の剪定・大阪府環境農林水産部水産課 泉佐野漁港管理事務所 泉佐野漁港の管理敷地内の樹木の剪定。

大阪市立更正相談所からの壁掛けボックス100基、鉢植えフラワー300株

社会福祉法人 大阪自彊館三徳寮の壁掛けボックス100基、鉢植えフラワー300株など

平成 20 年度 自転車修理講習事業報告

平成 18 年 5 月より、技能講習の 1 つとして、自転車修理講習を「禁酒の館(西成消防署海道出張所跡地)」で開始した。

自転車修理講習実績

- ・講習回数 9 回(1 回につき 2 コース各 5 名を募集)
- ・講習日数 227 日(1 回につき 2 コース各 12 日実施 臨時講習 11 日含む)
- ・講習時間 午前 9 時から午前 12 時まで(3 時間)
- ・講習手当 1 回受講につき 1500 円

- ・講習登録人数 90 人(平均年齢 55.0 歳)
- ・講習受講人数 79 人(平均年齢 55.7 歳)
- ・延べ講習出席人数 653 人(1 日平均 2.8 人出席)
- ・講習終了後リサイクル部門参加人数 7 人

自転車修理講習内容

自転車リサイクル部門へ、スムーズに参加していただくための講習として、自転車の分解・組立、磨き方や塗装の仕方などを中心に行っています。

平成 21 年度に向けての課題

延べ講習出席人数は、前年度の 563 人より 90 人増えた 653 人となりました。受講者募集時も毎回ほぼ満員になり、講習自体はかなり定着したように思われますが、講習終了後にリサイクル部門に参加した人数が 7 人とかなり少ない結果になりました。自転車リサイクルは、とても根気のいる作業なので、講習終了時に「自分には向いていない」と思われる方が大半だと思いますが、埃のかぶったサビサビの自転車が綺麗になる楽しさや、喜び。また、リサイクル部門へ参加することにより、自立へ一歩前進することにつながるということを伝える講習を実施していきたいと思えます。



平成 20 年度 自転車リサイクル部門事業報告

自転車リサイクル部門は、自転車修理講習終了後、更に詳しく本格的に自転車修理をやってみたいと思われる方を対象に始めた、中古車再生事業です。

自転車リサイクル部門実績

- ・リサイクル作業日数 304 日
- ・リサイクル作業時間 午前 9 時から午後 4 時(昼休憩 1 時間含む)
- ・リサイクル手当 1 台完成につき 3000 円
(9 月 1 日より 3300 円 10 月 1 日より 4000 円)
- ・リサイクル部門登録人数 66 人(お仕事支援部自転車解体作業員 50 人含む)
- ・延べリサイクル部門出席人数 1150 人
内訳 組立 476 人(工程一貫作業員含む)

解体のみ 258 人

磨き 378 人

運搬等 38 人

- ・自転車リサイクル台数 444 台(レンタル用自転車除く)
- ・自転車解体台数 2193 台
- ・住吉、住之江公園レンタサイクル点検整備 50 台
- ・すみ すみふえすた参加 8 件 9 台受注(住吉公園)
- ・西宮市リサイクルプラザ見学
- ・大阪ベイサイドパーティに自転車 80 台レンタル
- ・大阪市立桃陽小学校に交通安全教育用自転車 7 台レンタル
- ・西成消防署イベント用ミニミニ消防車 3 台塗装・整備(西成消防署より表彰)
- ・大阪市立萩之茶屋小学校 小学生見学
- ・歴史の散歩道参加 5 件 6 台受注(住吉公園)

リサイクル自転車納品内訳

- ・大阪市関係 121 台
- ・大阪府関係 5 台
- ・一般企業関係 164 台
- ・自転車小売店 49 台
- ・釜ヶ崎支援機構関係 105 台

リサイクル部門作業内容

大阪市関係の大学・卸売市場・区役所・病院・図書館・消防署・スポーツセンター他、公園、一般企業、マンション管理組合等より頂いた廃棄処分予定の自転車を引き取り、点検、全分解、磨き、塗装、部品交換、組付け、調整、点検までの作業を行い、安全で綺麗な自転車にリサイクルするため、作業員 1 人 1 人が納得するまで整備しています。また、納車自転車の不具合や修理依頼等、利用者からの貴重情報をリサイクル部門の財産とし、日々品質および技術の向上に努めています。

製品としてのリサイクルできない自転車は解体し、鉄へのリサイクルを行っています。

自転車引き取り作業や自転車解体作業は、お仕事支援部への仕事提供にもなっています。

平成 21 年度に向けての課題

自転車リサイクル台数は 444 台となり 19 年度と比べると 86 台増え、リサイクル技術も年々確実に上がっていると思います。また、リサイクル自転車の注文や不要自転車の引き取り依頼も安定してきたと思います。リサイクル手当てにつきましては、20 年度当初は、1 台完成につき 3000 円でしたが、9 月 1 日から 3300 円、10 月 1 日から 4000 円に増え、作業員に安定した手当てを得てもらうようになりました。作業員の 1 人は、リサイクル部門参加時はシェルターを利用していましたが、現在は、アパートを借りて生活できるようになり、確実に自立へ向けて前進しています。しかし、リサイクルの技術を習得し、安定した作業量をこなしていくには、リサイクル部門に参加して早く 1 か月から半年ほどかかります、この間に挫折してしまう方や、体調を崩される方が出てしまうので、面談等きめ細やかな支援を行い、1 人でも多くの作業員が長い間作業していただけるようなリサイクル部門を目指さなければならないと思います。

市内対策部報告 2008 年度事業報告

【1】施策のはざま

住居喪失・不安定就労者に対する施策、また派遣切りないし期間満了によって仕事と住居を失った者に対する施策が、2008 年末より、政府によって枠組みが定められ、ハローワークまたチャレンジネット等を介し、実施されてきました。

相談に来られた方と共にある現場では、これらの施策を十分に活用することで支援を組み立てようと努めることとなりますが、利用のための要件が実状にぴたりと合わさらないことが多く、活用に至らない場合がしばしばです。

また首尾よく利用に漕ぎ着けている場合でも、関係諸団体と言わばアクロバティックな調整を行って、なんとか目標に達していることがま見られます。

制度が創設され、支援策が実行に移されることは、たいへんありがたいことなのですが、せつかくの予算措置と対策であっても、相談に来られる方の実情に寄り添うことができなければ、絵に描いた餅になってしまいます。

市内対策部の相談事業においては、種々の支援策の実施をコーディネートして、相談に来られた方のニーズにフィットするように努めていきます。

(1) 就職安定資金融資事業（住居喪失離職者分）

就職安定資金融資事業は、国が 2008 年 12 月よりハローワークを受付機関として実施しています。貸付を受けられる対象者は、「事業主都合による離職に伴って住居喪失状態となっている離職者」です。昨年秋より問題化した、派遣切り・期間満了に伴う失業者が想定されています。

融資を受けるには以下の要件を満たす必要があります。

- ①過去 1 年以内に事業主都合によって離職し、現在も失業状態にあること
- ②その離職が直接の原因となって社員寮などの住居を喪失し、現在も住居喪失状態にあること
- ③ハローワークに求職申込みをして継続して就職活動を行うこと。
- ④預貯金、資産がないこと。
- ⑤離職前に主として世帯の生計を維持していた者。
- ⑥多重債務者や自己破産者など返済困難者でないこと。

融資の内容は、

- ・住宅入居初期費用 上限 40 万
 - ・転居費・家具什器費 上限 10 万
- 雇用保険受給資格者でない方に対しては、さらに、
- ・家賃補助費 上限月額 6 万円×6 ヶ月分
 - ・生活・就職活動費 上限月額 15 万円×6 ヶ月

となっています。

融資の実行日より 6 ヶ月以内の末月まで雇用保険一般被保険者資格を取得すると、住宅入居初期費用から敷金を除く分と転居費・家具什器費は全額免除されます。また生活・就職活動費のうちの 50%が免除されます。

この就職安定融資を利用できるよう支援を進めるなかで、以下の問題が表面化してきました。

(1) 融資決定までの生活費をどう工面するか

融資決定に至るまでに、離職票に加えて、ハローワークから渡される「離職・住居喪失証明書」を、事業主に送付し、記入・返送してもらう必要があります。就職安定資金融資事業に理解があり、仮契約等の便宜を図っていただける不動産を自分で探し、「入居予定住宅に関する状況通知書」の記入を受け、ハローワークに提出しなければなりません。

この手続きには、最大限迅速に進めて 3 日、事業主が労務関係を別会社に委託している場合な

ど、10 日以上かかる場合もあります。

書類が揃えば、労働金庫による審査へ移ります。「状況通知書」に記す入居日を見込みで早くしておくことで、労金の審査を急いでもらうことは可能ですが、債務状況等を調べる場合もあり、口座への入金まで 3 日～5 日をおいておく必要があります。

融資を受けられるか否かが判明するまで、早くて 1 週間、時間がかかれば 15 日程度の期間を見っておかなければなりません。

現実に相談に来られる方で手持ちを 1000 円以上持っておられる方は、ほとんどいません。この手続きの期間をどのように越えていくことができるのでしょうか。

「野宿しながら、耐えるように」と答える以外にない現状です。

(I さんの例)

就職安定資金融資の利用が迅速に実現した例として I さんのケースがあります。I さんはまだ 21 歳と若く、職歴がそれほどありません。アルバイト数件と、長期派遣 1 社で工場労働の経験があるぐらいです。

年が若いこともあり、借金がありませんでした。また長期派遣 1 社は事業主都合退職で雇用保険の特定受給資格者の要件をぎりぎり満たすことができていました。

事業主に「離職・住居喪失証明書」を送付していただくにあたり、FAX で書式を送付し、翌日すぐ記入郵送してもらうようお願いして、時間短縮を図り、3 日後には手に入れていました。

入居先は雇用促進住宅に空きがあったため、利用することとしました。大阪の雇用促進住宅の家賃は 2 万円前後と安く、失業給付が切れた後も家賃を抑えられます。またハローワークと雇用促進住宅を管理・運営している雇用促進協会は連携がスムーズであるため一般の仲介業者で物件を探すよりもすばやく「入居予定住宅に関する状況通知書」を準備することができました。

結果、労働金庫の審査を経て 5 日間で融資決定となり、1 週間で入居することができました。

I さんのケースは最もテンポよく進んだ場合ですが、通常はここまで上手くはいきません。

けれどもこの 1 週間の生活費をどうしようか？という問題を苦慮せざるを得ませんでした。大阪労働者福祉協議会のご支援で緊急宿泊場所を簡易宿所に確保いただいていますので、こちらを利用し、食費等については、非常用の備蓄品（アルファ米など）でつないでもらいました。

就職安定資金融資は、行政による他貸付制度（例えば実際には、たいへん利用しにくいですが、生活福祉資金）と併用することができません。融資決定までの生活費をどう工面するかという問題は大きな課題です。

(2) 事業主都合と本人都合の間

就職安定資金の融資を受けるためには、離職理由が事業主都合でないといけません。

事業主都合であるか、本人都合であるかについて、事業主と相談に来られた方との間で見解が異なる場合が多々あります。

ラインが動かなくなって、「仕事がなくなるかも知れない」という噂が広がりはじめた職場をイメージしてみましょう。

事業主側はいよいよとなると、一月前に「仕事がなくなるので次のことを考えておいてほしい」などと派遣労働者に伝えます。場合によっては早期退職者に優遇措置をつける場合もあります。

しかし、この時点では、会社が線引きする最終日まで勤めれば、就職安定資金融資を受けられるだろうことについての説明はもちろんありません。事業主（派遣元）が次の派遣先を見つけるよう努める義務があること、その義務を事業主が果たせなければ、休業補償を払う準備があることについての説明もありません。また雇用保険を受給するにあたってのガイダンスがあるわけありません。

情報を持たなければ、労働者が自分に有利な判断をすることが難しくなります。200 人～300 人が一斉に解雇されることになる現場も多く、先んじて退職し、求職活動に入った方が有利という判断も出てきます。休みが多くなるので、給料が減り、早めに見切りをつけるという判断もあるでしょう。

相談に来られた方の意識の上では「会社がやめてほしい」と先に言ってきたのだから、当然事業主都合だろうという理解になりますが、事業主側は、自主的に途中で退職したのだから、それ

に伴う不利益は自己責任の筈であり、本人都合としか離職票に書かないのが通常です。

また、明らかに人員の削減を目的として、労働者側の遅刻等の責を問い、本人都合として退職させる例も相談ケースの中には含まれていました。

相談員が間に入り、事業主と交渉することもしばしばですが、本人の困窮状況を理解していただいたとしても、法制度の区切り（たとえば雇用保険の運用上）の限界があるため、離職理由の変更に至るケースはほとんどありません。事業主と個人との間では、情報量に差があるのは当然であり、その意味で、相談に来られた方は、引き続き弱い立場に置かれ続けることになります。すなわち、失業状態に加え、住居喪失状態であっても支援をうけられないことになります。

（Wさんの例）

Wさんは長期派遣で九州の工場で働いていました。働き始めの時は、雇用契約を結びましたが、会社は写しを渡しませんでした。「ここはずっとあるから」という説明でした。2008年10月から雇止めが進んでいきましたが、派遣元よりWさんは雇止めされずに続けて働けると言われ、居残りメンバー10人の中に入っていました。

ところが、結局年末押し迫る時期になって雇止めを言い渡されました。仕事は年内で終了。

事業主側が約束に違うことをしているので、Wさんは仕事仲間とともに、「次の受入先を探してくれる約束ではないか」と事業主側と交渉することにしました。

最終的には社長が出てきて、「何とか次の受け入れ先を探すから1月15日まで待ってくれ」。やりとりのなかで、昂ずるところもあったのかも知れませんが「とりあえず、おまえら待っときゃいいんだ」と乱暴な説明だったそうです。

社員寮にはそのまま住んで構わないが1日2000円と言われ、仕事がないのに、費用だけかかるのではたまらないと全員退寮しました。この時には休業補償等について事業主からの説明はありませんでした。

事業主側ははじめ待機するよう伝えているのに、自主的に退寮したのだから、自己都合退職ではないか、と言っていました。交渉の末、事業主都合で離職票を得ることができました。

その結果、就職安定資金融資の手続きを進めることができました。

Wさんは自分から積極的に事業主側と交渉することができる方だったため、有利な条件を上手に確保することができましたが、誰もがそうできるわけではありません。

職場環境に労働者に利する情報が十分に行きわたっていない状況については行政や事業主のみに責任を帰することはできません。労働組合の側が昨年末から今年にかけての派遣雇止めの動きの中から、教訓として保持しなければならないことと思われまます。

〈3〉多重債務の問題

多重債務があると、労働金庫の審査で融資許可の決定がおりません。【2】の相談者の傾向でも触れますが、41%に当たる方が、多重債務の問題をかかえておられます。

困窮している状況にかわりはありませんが、融資は受けられないこととなります。融資を受けられなければ、次に利用できるのはホームレス向けの施策ということとなります。

行政の区分によると住居喪失・不安定就労者とホームレスとは厳然と異なる存在ですが、相談に来られている方の立場に立つなら、そうした区分に意味はありません。

よくある相談には、面接先が決まっているが、住所・連絡先がない、ハローワークで雇用保険の手続きをしたいが、住民票のある住所は遠方。こういった場合、多重債務者であっても、その他要件には当てはまり、敷金・礼金なし住宅物件への初期入居費用と現行就職安定資金融資と同レベルでなくとも当座の家具什器費や住宅費の融資が行われるならば、再出発へ向けた準備にすばやくかかることができるでしょう。

融資が受けられず、自立支援センターの申し込みをしたとすると、入所まで現在は2週間から1月待たなければなりません。また入所後就職活動を始めるまで一月程度かかることとなります。

十分な支援が得られれば、多重債務者も再就職を果たすことはもちろん可能です。

融資実行日から6ヵ月後の月の末日までの雇用保険一般被保険者資格を取得すれば、住宅初期費用は敷金を免除されることも考慮して、全く同条件で無くとも、就職カウンセリングへの参加などの要件を加え、多重債務者への融資条件の緩和が実施されるべきではないでしょうか。

〈4〉不動産業者の問題

融資決定の条件として、仲介業者より「入居予定住宅に関する状況通知書」を揃える必要があります。融資決定までは、仮契約という形にならざるをえないため、こうした条件を一定理解していただける業者を探す必要があります。

また保証人については、住宅入居初期費用の中に、入居保証料も含まれていますが、要するに保証人なしに入居する形であるため、生活保護受給者の住居確保に実績のある仲介業者のもとに辿りつければ幸運ですが、滞納即退去が条件となる業者に依頼せざるをえないという問題が生じています。

（2）就職安定資金融資事業（住居喪失不安定就労者分）

同じく就職安定資金融資事業ではありますが、こちらは日雇派遣など不安定就労で働きながら、一定の収入を得て、ネットカフェ等を寝場所としている方を対象として、2009 年 5 月 1 日より実施されます。

事業実施対象地域は、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府で、国が都市部のネットカフェ生活者を利用者として想定していることがわかります。

融資を受けるには以下の要件があります。

- ① 住居喪失し、インターネットカフェ等終夜営業店舗等の施設を起居の場としている非正規労働者であって返済可能な収入のある者
- ② 確認書類提出時点で非正規雇用労働者として1ヶ月以上雇用されていること。
- ③ ②の雇用による収入が月8万円以上あること。
- ④ 確認書類提出時点で住居を失いインターネットカフェ等の終夜営業店舗等を起居の場としていること。

融資の内容は、住宅入居初期費用や家賃補助費については「住居喪失離職者分」と同じですが、生活・就職活動費は1月分のみとなります。

〈1〉雇用期間1ヶ月以上の条件

そもそも住居喪失離職者と住居喪失不安定就労者と明確に区別することはできません。よくあるケースは、【1】(1)〈2〉で見られた理由で自己都合退職、手持ちをもって退寮（住居喪失離職者向け就職安定資金融資要件から外れる）、手持ちのお金を使いながら、ネットカフェや簡易宿泊所を利用しながらハローワークで求職活動をする、2週間ぐらいで手持ちが尽きる（手持ち5万弱のケースが多い。自己都合退職とラインの中止のため、給与清算後はそうした金額になる。ネットカフェ利用料金も含め2000円で一日を過ごすとして、 $\times 14 \text{日} = 28000 \text{円}$ 、その他都市間の移動交通費など諸経費と考えればわかりやすい）、行き詰って、日雇派遣の業者に登録するが仕事は回ってこない。こうした状況を受けての相談が多数に上ります。

相談に来られた段階では、非正規雇用で一月以上働いているという要件はまだ満たしていませんから、住居喪失不安定就労者分の融資からも当面は外れることとなります。

したがって、相談の現場では、「一月以上働いているという要件を満たせるよう、今から頑張って、一月後もう一度来て下さい」と言わざるをえなくなるでしょう。

そうした間にも野宿への下降圧力は強まり続けることとなります。

〈2〉収入条件の問題

収入が8万以上あることが要件となっているのは、居宅保護の兼ね合いでの生活扶助の金額が目安としてあり、住居を確保できないという困難に焦点を当たっているということがわかります。

労金の審査にあたっては給与明細の提出も必要です。

現実に相談に来られている方は、手持ちが1000円を尽いた状態で来られることが多い。それは直近の失業や、仕事の減少が主な原因です。日雇派遣を何社かかけもちして、幸運な場合で、月収が5～6万というのが現実です。

相談にあたり、困窮の中で努力を積み重ねて月収が5～6万という方に「あともう少しがんば

れませんか」と言わざるをえない状況も現れるでしょう。

アウトリーチをしていて感じるのですが、この住居喪失不安定就労者分の融資を利用できる方もかなりの数で存在しているのではないかと推測します。しかし、自力で何とかネットカフェに泊まれている間は相談窓口を訪れようとならないのも実情と思います。1 日 1 日を支えることに気持ちが集中して、相談へ出かけるという気持ちが固まらないものです。

融資事業の情報にどうアクセスしやすいものにするか、またうまく融資利用のコースに進めなかった相談者にいかにアフターフォローするかチャレンジネット事業の取り組みが問われることと思います。これらの問題点を踏まえ、より実情に即した融資事業となるよう努めていかなければなりません。

(3) 雇用促進住宅

就職安定資金融資事業の要件を満たさない方は、ハローワーク相談員が、雇用促進住宅への入居支援へ切り替える場合がかなりのケースで見られました。

雇用促進住宅の入居は、住居喪失不安定就労者には開かれておらず、住居喪失離職者のみを対象としています。

入居期間は 6 ヶ月で、以後の利用継続を希望の場合は、敷金の支払いも含む再契約をする必要があります。

相談開始の比較的早い時期に、入居が可能で住居喪失状態を解消できるというメリットがありますが、電灯から布団から生活に必要な道具はすべて自分で揃えなければなりません。肝心の収入を助ける仕事はハローワークで探すしかありません。雇用保険受給資格があるなら、促進住宅に住民登録をしておいて、所轄ハローワークに手続きすることができますが、受給までの 1～3 ヶ月をどのようにしのぐかが問題となります。

(J さんの例)

J さんは離職票を事業主都合で取ることができましたが、多重債務があったため、就職安定資金融資事業の要件を満たすことができませんでした。

ハローワークから雇用促進住宅入居のあっせんを受け、6 日後に入居できました。

布団と若干の家具については釜ヶ崎支援機構に寄せられたカンパ物資の中から工面しました。

入居後すぐ所轄のハローワークに求職申込手続きを行い失業給付の受給に向けて準備しました。

1 月後の受給まで生活費に困ったため、アルバイトの制限に触れない日数と時間で、公園での就労体験を提供、ぎりぎりの収入ではありますが、なんとか、失業給付受給日までしのぐことができました。

J さんの例は、支援団体につながったため、生活をつなぐことができましたが、一人でハローワークで手続きした場合は、困難が生じることも多いと推測されます。

(4) 雇用・能力開発機構による技能講習受講に伴う技能者育成資金融資

チャレンジネットに相談に来られた方に優先的に受講機会を与える技能講習制度が、雇用・能力開発機構を窓口として、2009 年 3 月より実施されています。

いまのところ、大阪のポリテクセンターと神戸の港湾職業能力開発短期大学校にてフォークリフト、玉掛け、小型移動式クレーンの免許が取れる荷役車両系の講習のみ行われています。期間は 3 ヶ月～4 ヶ月。

今後、要望の高いヘルパー 2 級やパソコンの資格を取得できるコースなどにも拡充していったほしいと願いますが、現時点では実施の話はありません。

大阪府による離職者等再就職訓練事業では介護ヘルパー等も実施されていますが、倍率は高く、相当に難しい試験（数学や作文能力）をパスすることが求められており、たいへん利用しにくくなっています。

より一層の制度拡大が待ち望まれます。

フォークリフト、玉掛けなどの各資格はそれぞれ単体ならば、もう少し短期間で取得できるものもありますが、今回の技能講習はより実践上の習熟を高めてもらい、即戦力として採用に漕ぎ着けるのが狙いです。資格取得後のアフターフォローにも期待が集まっています。

受講中の生活費については、技能者育成資金融資事業を利用することができます。チャレンジネットからの申し込みだと本来は要件にある保証人等が免除され、利用しやすくなります。

1 ヶ月あたり 10 万円が融資されます。生活保護費に満たない金額です。この中から交通費やテキスト代（1 万 5000 円）を出さなければなりません。

また、技能者育成資金を申し込んでから融資が実行されるまで、約 3 週間程度かかります。ここでもつなぎの生活費をどうするのかという問題が生じます。

仮に簡易宿泊所を利用するか、敷金礼金なし物件で 4 万円程度住宅費として支払ったとすると、初月は、10 万－4 万で残り 6 万です。ここからテキスト代を引くと 4 万 5000 円。交通費が定期を買って 1 万とすると残り 3 万 5000 円。これを 30 日で日割り計算すると 1100 円強となります。

受講は土日祝を除く毎日、体と頭を使って努力して一日 1100 円で抑えるのはたいへんなことです。当然、社会保険料は滞納せざるをえないでしょう。

このため実際の利用においては、自立支援センターを利用するか、生活保護申請を平行して利用するか以外は難しいことになってしまっています。

現在この技能者育成資金融資をめぐるのは、2 件の相談例があります。

1 件は、U さん（34 歳）の例。自立支援センターを勧告退所されていましたが、聞き取りの過程で記銘力等に問題が散見されたため、精神科受診をしたところ、器質性の障害があると判断されました。勧告退所に至った経緯も障害から理解が可能でした。自立支援センター再入所は制度上難しく、障害に対する配慮と支援があれば、十分に就労可能と予測されましたので、居宅保護の申請と合わせながら、技能講習に参加してもらおう形となりました。

2 件目は、日系ブラジル人で住居喪失離職者の O さん（30 歳）。地方のハローワークより大阪の雇用促進住宅斡旋を受け、求職していましたが、雇用保険の受給が終了してしまいました。就職に有利と技能講習を受け始めましたが、チャレンジネット枠での受け付けでなかったため、技能者育成資金の利用のために必要な保証人を準備することができませんでした。住居喪失離職者には当然日系ブラジル人の方も含まれていて、今後も相談対応が必要となる可能性が高いと思われる。このケースについては、労働組合や外国人労働者支援の実施団体との連携を深めるよう努めています。

以上、簡単に、政府による最近の実施施策を見てきました。雇用保険の受給へ至るまでの期間をどう生活するかという問題も含め、預貯金資産がなくて困窮している者を対象にしていることが要件に入っていないながら、実際には、自助努力によって貯えがあることを想定していると考えざるをえない形で運用・実施されていることが非常な問題です。

しかし、自助意識があるからこそ、貯金があるうちは、相談せずに何とか自力で求職し努力をするものであり、それだからこそ、手持ちを使い果たした段階で相談窓口に来られることになっているのです。

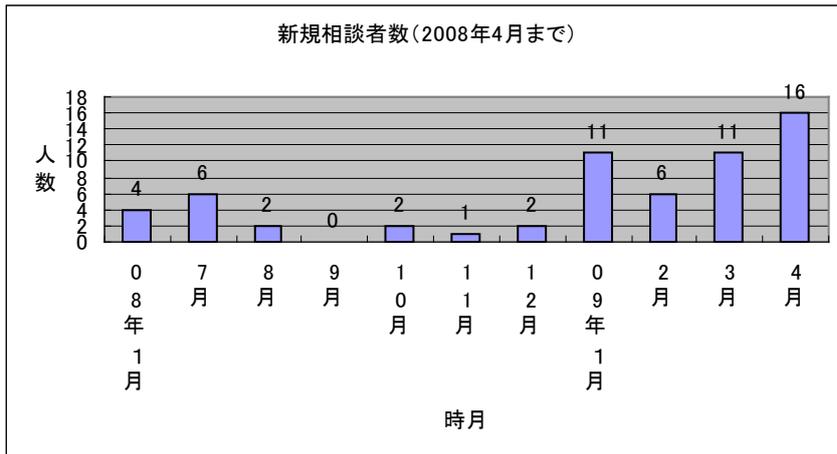
雇用保険や生活保護、自立支援センターなど従来からある制度と、昨年からは始まった新しい支援制度、釜ヶ崎支援機構の手持ちのプログラムを組み合わせ、有効な支援を探る作業が試行錯誤の中で今後も続いていきそうです。

【2】相談に来られた方の傾向

年度ごとの事業報告では 3 月度までを扱うものですが、市内対策部開設が昨年 6 月度だったのでいずれにしろデータとして半端であることとタイムリーな報告の有効性とを鑑みて、2009 年度 4 月までの相談結果を追加しています。

また市内対策部は住居喪失・不安定就労者の支援に加え、大阪市内広域の野宿生活者への支援受け持ちとしています。少ない実績ながら、2008 年度は 20 人程度の相談を受け付けています。ただ 20 人程度では母集団が小さすぎて、傾向を見るには早いと思われること、そして 2 業務を合して報告するとそれぞれの集団の特質と必要な支援内容が明確化しません。そのため市内広域の野宿生活者支援の領域は【3】のケース報告で若干の示唆にとどめ、次の機会に譲ることとします。

(1) 月ごと新規相談者数の推移



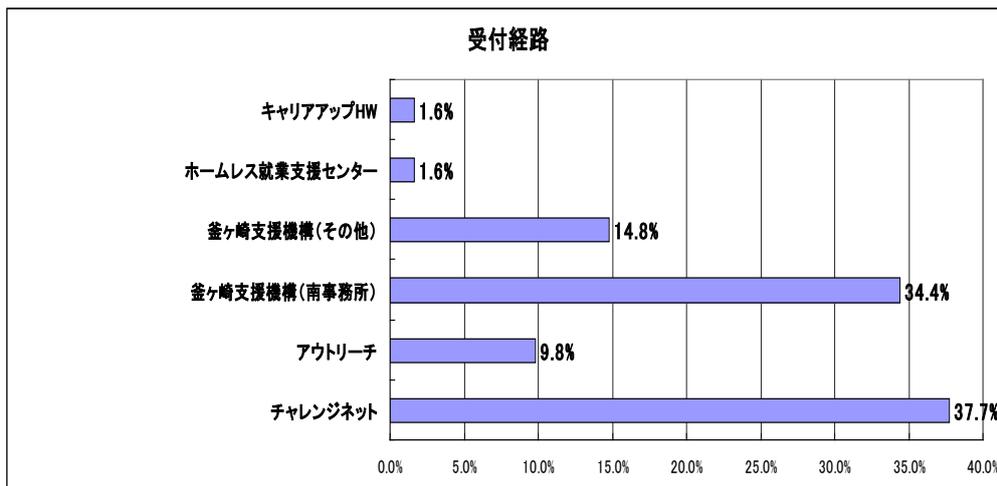
2009年1月の急増は、前年の11月12月に仕事を失うとともに寮を出た派遣労働者の相談数増加によります。2月はその約半数に落ちましたが、前年からハローワーク等を利用しながら貯金を使いつつ求職活動をされていました。3月4月になると、前職が製造業以外であったケースが急増しています。製造業にも派遣するが、建設現場にも人を出す飯場、飯場形式ではあるが業種は警備関係であるなど、建設とも製造派遣とも割り切れない就業形態に加え、キャバクラ・風俗店呼び込み、テキヤ等の仕事を失って、相談に来られる方が増えています。

同時に軽度の発達障害や、薬物依存後遺症へのケアが必要な相談者が増えています。

3月4月になると、前職が製造業以外であったケースが急増しています。製造業にも派遣するが、建設現場にも人を出す飯場、飯場形式ではあるが業種は警備関係であるなど、建設とも製造派遣とも割り切れない就業形態に加え、キャバクラ・風俗店呼び込み、テキヤ等の仕事を失って、相談に来られる方が増えています。

同時に軽度の発達障害や、薬物依存後遺症へのケアが必要な相談者が増えています。

(2) 受付経路



受付経路とは、マスコミやチラシ等の媒体を見るか他行政窓口等から情報の提示を受けるなどして初めてたどり着いた受付場所を指しています。

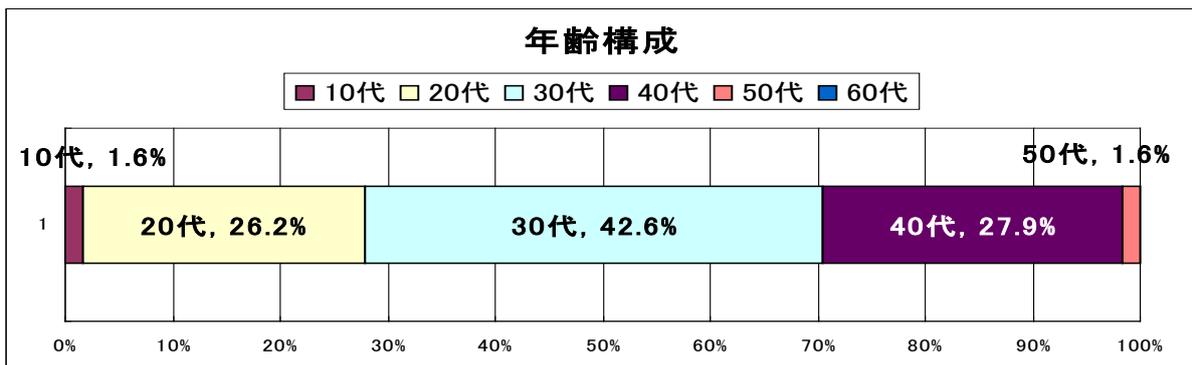
チャレンジネットと生活改善事業も加

えた釜ヶ崎支援機構の窓口とが2分している形になっています。

この受付経路はいわば2番目の入口であり、前段に大阪市以外の行政窓口、警察、ジョブカフェ、ハローワーク、教会、等がはじめにかかわっている場合があります。

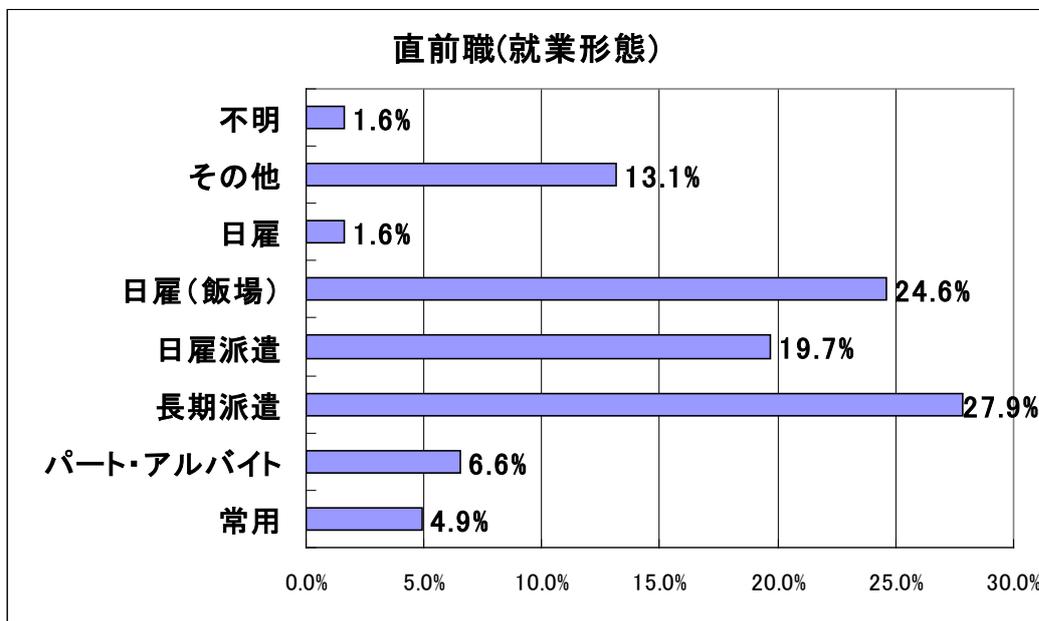
これら1番目の入り口で、せめて事前の連絡を入れてもらい、相談に来られている方がもっとも適切なアドバイスを受けられるようにすることが課題の一つです。

(3) 年齢構成



平均年齢は 34.98 歳。年齢は 30 代が 40%以上を占め、残りを 20 代 40 代が分ける形になっています。

(3) 直前職 (就業形態)



直前職をみれば、収入を失う経過が見えてきますが、上グラフのように、長期派遣(主に製造業)(※)、日雇派遣、日雇(飯場)からの失業が三大原因です。住居喪失・不安定

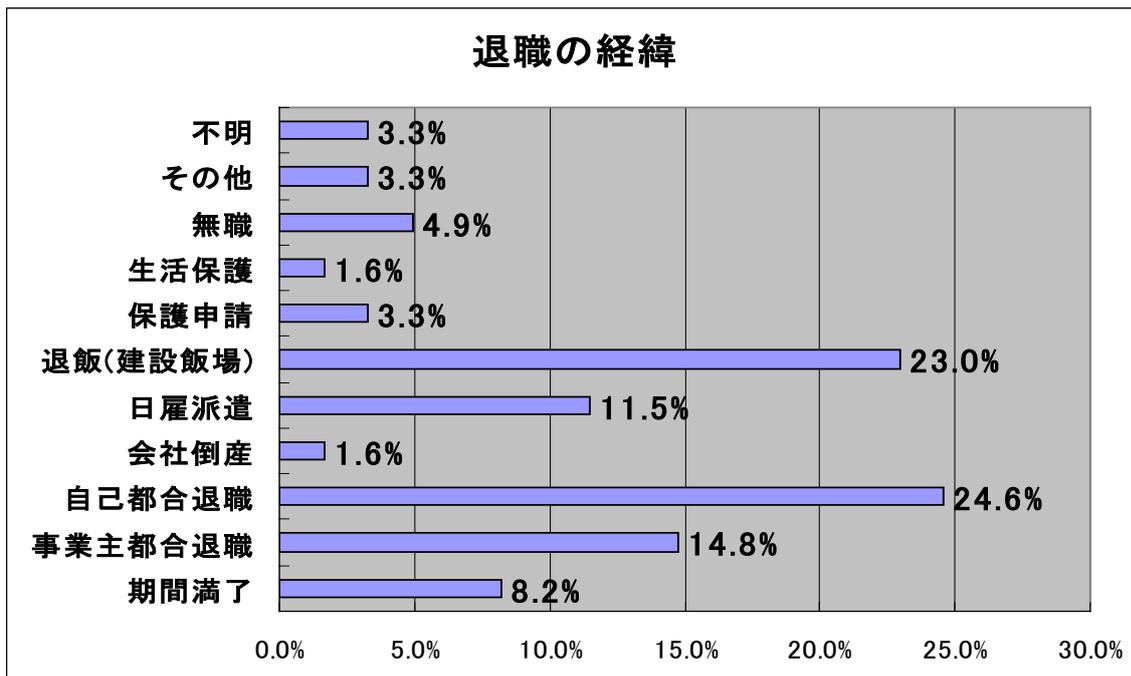
就労層は、この三つのうち 2 種以上を職歴の上で行ききすることが多いのが現実です。

(4) 退職の経緯

次に退職の経緯をみます。【1】〈2〉で見ましたように、自己都合退職の中には、かなりの数で事業主都合退職と自己都合退職のグレーゾーンを含みますが、制度上は全て自己都合退職に入ります。

住居喪失・不安定就労層の 50%以上が、「自己都合退職」「日雇派遣」「退飯」という形で退職していることになり、自己決定／責任の論理のもとでは、「自ら選びとった就職や退職だから」支援は手厚くできないということになります。

このことは【1】で見ました施策の不整合の根源となるようです。



(5) 希望業種

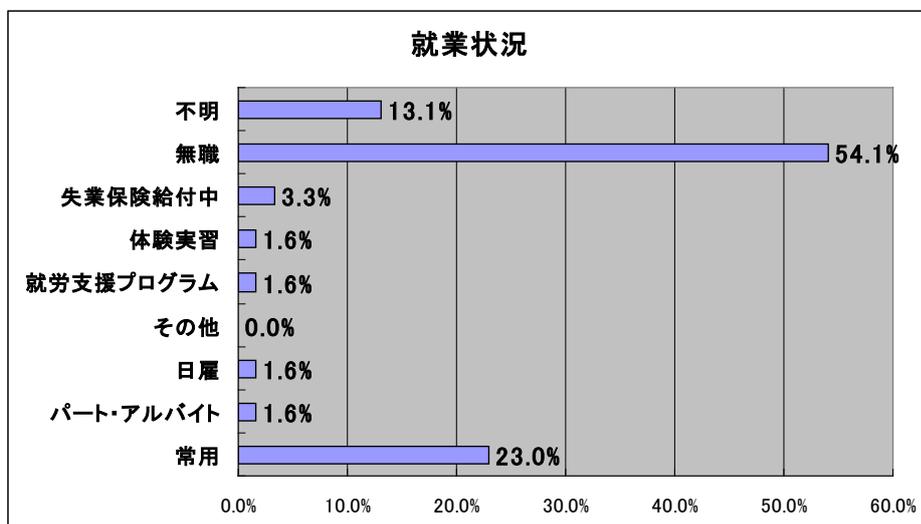
直前職が長期派遣だった者が、派遣労働というスタイルに見切りをつけ、営業・販売関係、飲食店関係、介護関係へ進みたい希望をもっているという結果を表しています。そのうち、飲食店関係を希望するものは、職歴にその経験がある者が多い。これは、平均年齢がほぼ 35 歳であり、無経験でのチャレンジの結果が期待できないことに由来します。

また、建設関係の希望者は、主たる職歴が建設関係であって、それ以外の転職を考えにくいとの感想を持たれているようです。

注意すべきポイントは、「希望職種が定まってくるまでサポート要」が 30% 近くおられることです。これは発達障害等に対して必要なサポートが得られなかったため、現在までに、就職先を選択できた経験が少なく、生活保護を受けたり、自立支援センターに入所されても、仕事探しの方向性を自分だけでは見出しにくい場合と、薬物や犯罪とのつながりを断って、新たな生活と労働のスタイルを模索する場合とが主に含まれています。

この比率の高さに対応して、体験実習メニューの拡充やジョブコーチや就労現場への橋渡しをする相談業務の重要性が今後高まってくるものと思われます。(【3】(1)で詳しく述べます)

(6) 現時点の就業状況 (就業形態)



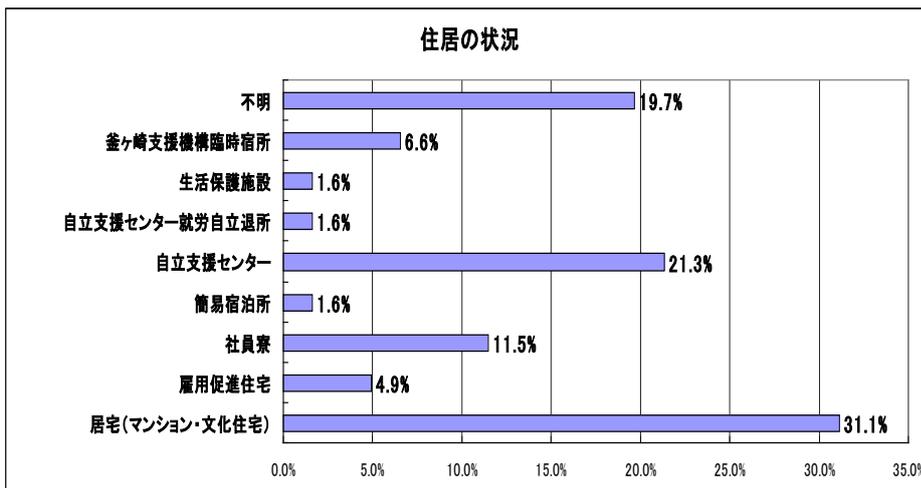
現時点の就業状況 (就業形態) を見ると、仕事に就けた者のうちのほとんどが、常用の仕事に就くことに成功していることがわかります。無職の中には、相談を始めたばかりの方、生活保護を受けた方、自立支援センターに入所されている方を含んでおり、ここから、常用就職へと進んでいきます。不明

は相談関係が中断した者が主です。

(7) 就業業種

同じ就業状況について業種でみると以上の通り。(5)で建設関係を希望している方は、全体の14%を占めていましたが、実際に建設関係に就職できた方はいらっしゃいません。事務・管理関係、IT 関係に進んだ方もいません。半就労・半福祉の方がいることを踏まえると、清掃関係などももう少しおられてもよさそうですが、0に留まっています。これは母集団の平均年齢が 35 歳であることと関係するかもしれません。

(8) 住居の状況



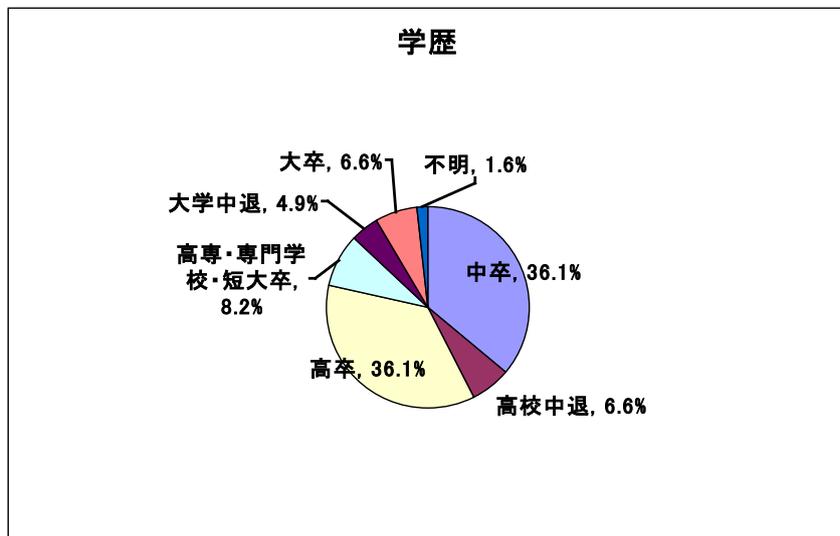
居宅はマンションか文化住宅を問わず主たる入居の契機は生活保護申請ですが、一部に就職安定資金融資事業の活用も含まれます。雇用促進住宅入居についても住宅初期費用を就職安定資金を利用した

ケースが含まれています。

また、自立支援センターに入所している者が約 4 分の 1 を占めています。住居喪失・不安定就労者の支援には自立支援センターの利用が不可欠である現実があります。

自立支援センターの就労自立退所が少ないのは、2009 年 1 月以降に入所した者がほとんどであるためです。

(9) 学歴



次に学歴を見ると、まず高校卒業に至らなかった者が 43%を占めています。生育の過程で就学機会に恵まれなかったこと、あるいは、知的障害・発達障害のためと想定されますが、このことは相談開始後、少ない収入の中で、どのように就学機会／ソーシャルスキルを身に付ける機会を確保するかという課題と直に結びついています。

(10) その他の傾向について

医療受診の傾向	精神科受診率	32.8%
	要精神科受診率	57.4%
	その他医療受診率	34.4%
	要その他医療受診率	45.9%
親族等依存症・障害		34.4%
親族の生活保護		24.6%
親族による DV・ネグレクト		9.8%
乳児院・児童養護施設経験		14.8%
要債務整理	要債務整理	41.0%
	時効・一時的な滞納	6.6%
金銭管理率		34.4%
出所者		16.4%

医療受診の傾向については、精神科受診率が 32.8%に至っていることに着目するとともに、精神科受診が必要であるが、受診に至っていないケースが 24.6%あることが課題となっています。

たとえば、薬物依存後遺症のため睡眠障害がみられても、若年で体が元気であれば、病識をもちにくい。発達障害と関連していると思われるこだわり等が自尊感情と結びついている場合も受診に至ることが難しいことがあります。

相談員の理解力とインフォームドコンセプト醸成技量が高まれば、改善できるはずです。

また表にはないが、アルコール依存症への治療が必要な方は、9.8%、薬物依存症また薬物使用の後遺症への治療が必要な方は、8.2%になっています。

親族等の依存症・障害（たとえばアルコール依存症など）が 34.4%に達しています。親族の生活保護比率は 24.6%です。2008 年の全国生活保護率（人）は 1.5%程度であるので、世代を越えた貧困対策の必要を示唆しています。

親族による DV・ネグレクトが約 1 割に達すること、児童養護施設入所経験者が 14.8%にのぼること、これは、ほぼ 10 人に 1 人の割合で対応した支援が必要ということである。DV・ネグレ

クト経験者の場合は自尊感情の不安定さから自暴自棄や希死念慮が見られると将来の設計に共に取り組んでいく作業のハードルとなる場合がある。児童養護施設入所経験者の場合は、支援者への要望等について、あきらめが基本にあることが多く、必要性や将来の希望について聞き分けられる状態となるまで、信頼関係が高まるのに時間が必要な場合が多いと感じます。

債務整理が必要なケースは 41%であり、「一時的な滞納」は別にしてるので、ほぼ多重債務に該当します。

【3】ケースの実際

(1) 発達障害が見られる方の支援の実際（就労へつながるまでの長い道のを共に）

会報 39 号でご報告させていただきました A さん、居宅保護を受けて生活が安定し 10 ヶ月が経ちました。当初は、A さんに適していて、長期間続けられる仕事を探すという目標設定のもとに、就労支援を考えていました。ヘルパー 2 級講座を受講し、資格取得をすることができました。

就職活動に向かうにあたって、A さんが越えなければならぬ逡巡がわかってきました。それは介護ヘルパーという仕事に対する根本的な自信の無さです。言い換えるなら、人間関係を結ぶことへのためらい、作業に必要な段取りや片付けが本当に苦手という障害を原因とする問題をなかなか越えられないという壁に突き当たったのでした。

相談開始当初をふりかえると、市内対策部の相談員と話すこと自体が苦痛そうな様子でした。区役所の就労相談へ出向く時には「またやなこといわれるんだろうなあ」という不安感がひしひしと伝わってきていました。けれども半年を過ぎるぐらいから、慣れが生まれたのか、なんとなくこなせるようになりました。もっといろいろな話をしたいという様子もしばしば見られましたが、こちらが時間をとれず十分なケアができてはいませんでした。

類推すると、A さんは、環境になじんで、その中に自分のポジションを確保するまで、半年ぐらい必要ではないのでしょうか。

A さんは、受診している専門医より、「失敗するのはしょうがないから、まずやってみよう」と仕事についてのお話を受けています。

A さんは、先生のお話の要点はよくわかっていると思います。この初めのステップが、当人の気持ちにとって半身を越える高さぐらいに思え、容易に上がれないと感じているだろうことを理解するのが相談員の仕事なのでしょう。

そこで、ある事業所に、体験実習をお願いすることになりました。すでに一度介護関係で職場体験講習を利用した経験がありますが、今回はよりステップを小分けにし、まずは職場に「毎日存在することから」始めることとしました。

通常なら、3 日から長くて 1 週間のこのステップが、A さんの場合は 3 ヶ月から半年かかるといった判断もあるかと思います。こうした体験実習が可能となるには、受け入れ側の理解と協力が欠かせず、今回 A さんを受け入れていただいたことは、たいへん貴重でありがたいことです。

現在 A さんは祝日も含め遅刻をせずに通えるようになり、生活習慣と生きる張り、課題を乗り越えつつある自信を、身につけ始めているようです。

A さんは相談関係の安定後 10 ヶ月の間に、就労関係の民間支援（実習やカウンセリングなど）を 5 団体に渡って、受けることができました。就労と社会参加へのプロセスがこうした関わりなくては実現していかないことが示唆されていると思います。

【2】(1) で簡単に触れたように、A さんと同様の支援を必要とする方は増加の傾向にあります。

2009 年度は、釜ヶ崎支援機構内部での能力活用部門（自転車リサイクル）の事業拡大に伴い、現在生活保護申請等行政手続きを進めながら、生活基盤の安定を図っている方たちが、自転車のリサイクル作業を通じて、就労体験／技能講習の機会を得る場を広げていきたいと考えています。丁寧な作業の積み重ねから実績を確保してきた自転車リサイクル部門の質を確保しながら、部門間の連携を高め、就労支援の幅を鋭意広げていくことが、あらためてではありますが、今年度の課題となると思います。

(2) 薬物依存後遺症を持つ方への支援

【2】(1) で簡単に触れました様に、薬物依存後遺症を持つ方も、依存症である以上アルコール

依存症やギャンブル依存症と隣接する領域です。実際の相談業務においては、同様に金銭や服薬の管理をお願いする場合でも、やりとりの機微は異なるということに注意して臨む必要があります。

現在まで相談に来られている方は濫用がピークに達している時期に来所されているのではありません。10代から、薬物を使用し始め、精神的また身体的な限界の制限を受け、今後の人生の立て直しを意識しつつ、暗中模索している時、たまたま、来所され、後遺症の治療に向かうことになったという方がほとんどです。

治療を受け、後遺症からくる社会生活上の困難を軽減することが、相談に来られた方に最も利益となることです。ただし受診・服薬を勧奨することが相談業務だという理解しか相談員が持っていなかったら、彼らの全体的なニーズと将来の設計に共に取り組むという姿勢を欠如させることになるでしょう。

DV・ネグレクトや親族の依存症のため、また教育制度の破綻のため、生活歴のはじめに基本的な信頼関係の貧しさがあり、薬物の濫用へとつながることもあれば、薬物の濫用が、親族・友人関係の破壊と多重債務や失職を通じて社会的な信用の低下へとつながることもある、こうした信頼関係の貧しさの下降スパイラルを寛解へと持ち込む機能が求められています。

寛解の過程において「仕事」が果たす役割もまた見逃すことはできません。「仕事をしている」ことが信頼の回復とクロスするということが、まずは相談に来られる方のニーズの中にあります。そして「仕事」とは就職して収入を得、自活することに留まるのかという問題も、彼ら必要と未来の中には含まれています。

こうした新しい価値創出をめぐる課題についての目配りもしながら、相談に来られた方の可能性に沿って制度や社会資源を寄り添わせ配置していく方向性をもって相談業務に臨むことが肝要と考えます。

（3）夫婦など世帯で野宿状態にある方への支援

夫婦等、世帯ごと住居を喪失して、野宿状態にある方と支援関係を結ぶ場合の困難について、昨年度は考える機会がありました。

良し悪しは別として、支援関係が中断することの大きな原因に、仕事仲間を含めた友人・知人の存在があります。相談員が所持している利用可能な支援についての情報は、政府の施策から、各団体における協働関係も含めいわば縦の情報です。それ以外には相談員から死角になりやすい、同じ問題と苦しみをかかえた人同士の横のつながりによる生活情報が、法に触れる部分も含めて存在します。

そこで、相談員はこうした横の情報を一時遮って、相談に来られた方一人の状況に集中しようとする傾向がありますし、そうせざるをえない場合も多々あるでしょう。

では、夫婦や家族の場合は、どうでしょうか？世帯の中で、相談員からは死角になりやすい世帯内の関係性とその変化に焦点があっていなければ、支援はラッキーな場合で中途半端、通常の場合は、世帯ごと野宿へと逆戻りする危険性と隣り合わせになるということです。

世帯内でイニシアティブをとる位置にある者が、障害や依存症の問題をもつ場合は、それ以外の構成員への支援に支障が生じる場合もあります。

2008 年度市内対策部で世帯ごとの支援を一定の堅実さをもって実行できたというケースはなく、手探りの中で進めています。21 年度は相談の技術において方向性を確保することが課題となるでしょう。

【4】まとめにかえて

2009 年度に入り、市内対策部は部門として解消し、お仕事支援部と合同、南分室における相談・支援事業部門の市内・福祉援護担当ということになりました。

今年度の課題への取り組みは、厳しい雇用情勢のもと相談・支援の実績を積むことを第一とし、次に、長期的な支援が必要な方の増加を受けて、相談者相互がよりよい社会関係をめざして連携する場所づくり、環境づくりを第二としたいと考えます。 (文責・松本)

2008 年度 NPO 釜ヶ崎支援機構 内職センター概要

1. 2006 年度及び 2007 年度及び 2008 年度の実績比較

2006 年度実績	
稼働日	300 日
延べ作業人数	2,443 名
1 日当り 1 人平均工賃	1,219 円



2007 年度実績	
稼働日	298 日
延べ作業人数	2,303 名
1 日当り 1 人平均工賃	1,396 円



2008 年度実績	
稼働日	304 日
延べ作業人数	1,870 名
1 日当り 1 人平均工賃	1,777 円

2. 内職作業従事者・・・22 名

前年度より継続作業者・・・13 名

2008 年度新規受入者・・・9 名

内訳・・・2 名（生活保護へ移行・・・内 1 名は、現在も作業中）

5 名（就職派遣会社も含む）

11 名（退所）

3 名（一般作業者）

1 名（生保受給者）

（H18.H19 年度と比べて受け入れ者が減少した理由として）

- ① 自立支援センターからの受け入れ者がなかった。
- ② お仕事支援部登録者での該当者がいなかった。
- ③ 短期の受け入れ者も無いのは、相談者の方が 11 月よりの清掃作業支援を受けられている。
- ④ 今年に入り不況により内職作業が減少した為。

（H18. H19 年度と比べて収入が、増えている理由として）

- ① H18.H19 年度より始めた内職作業に慣れ、工程も見直し、検品力も上がり不良品も出さなかった事でコンスタントに仕事を頂けるようになり、特に 8 月～10 月にかけて 28 万個の輸出商品の別注作業が頂けて納期も間に合わせ、作業者の自信と得意先への信用が付いた。

- ② 今年度よりの得意先が 7 月以外は、仕事を頂きその売り上げは、今年度の 20%にあたる。

〈作業内容〉

- * 自転車、自動車のパンク修理部材用品の加工、箱詰め。
 - * DM 封入、家庭用品等の袋詰め、カタログ等の折り込作業。
 - * ベットマットカバー製作、布団袋用バンド付け加工。
 - * 針金、ステンレス等の表示ラベルのホッキス止め及びビニール袋入れ。
 - * 電化製品ホスター両面テープ貼り、組立及びビニール袋入れ。
- <この中で自転車、自動車の修理部材用品の加工、箱詰め作業が、全体の 63 パーセントを占めています。>

3. 住吉、住之江公園の職場体験講習を受けた人・・・（4 名）

- 4、3 月末日現在の作業人数・・・・・・一般 3 名（内 1 名 H21.4 月より就職）
生保受給者 2 名（内 1 名 H.21.4 月 1 日より入院）

5.健康状態

- 1 名（生保受給者）— 狭心症の持病あり（日常生活に支障なし）
8 月 7 日左腕指先にしびれがあり、大事をとって休職中
念の為検査入院をした結果異常なしその後退職（病院に通院しながら生保受給中）
- 1 名（生保受給者）— 8 月 12 日午後から腹痛の為休み
13 日ケースワーカー訪問予定の為休み
14 日内職センター始業時に来ていない為、訪問したところ本人の体調がかなり悪く病院へ同行、大和中央病院受診結果脱水症状からくる急性腎不全と診断され都島区の明生病院へ搬送され入院、約 2 ヶ月の入院加療を要したが、10 月 16 日退院。
元気で内職復帰、現在本人の体調に合わせて作業されています。
- 1 名（一般作業者）— 2 月 27 日より左腕の痛みと体調不良の為に
本人より 10 日間程休ませて欲しいと申し出が有り、そのまま退職（特掃は継続）
- 1 名—3 月末に胸の痛みを感じ検査したところ肺結核と診断され 4 月 1 日
より大東市の阪奈病院で入院中、退院までに 2~3 ヶ月かかるみこみです。
原因は、去年の夏急性腎不全で 2 ヶ月間入院して退院後、体力が落ち、若い時に肺結核にかかりそれに気が付かず自然に治った事で再発率が高いと考えられ、他の作業者よりうつり再発したものでは無いと考えられます。
<保健所の方より連絡が有り早期発見でもあり、他の人にうつっている可能性も考え難いので接触者検診はしなくても大丈夫との事です。>

6.5 を踏まえて

今まで以上に作業の方の健康に十分注意し、作業するよう心がけ半年に 1 度の結核検診を行い各自でも健康管理の意識を高めて行きたいと思っています。今後、内職作業を受け入れる時は、必ず結核検診を行って異常の無いことを確かめてから受け入れる事にします。
一般作業の方もちろんですが、特に生保受給者の方に対しては健康に対し十分な気配りをして安全に作業して頂ける様に心掛けていきます。

7. H21 年度当初～.現状について

2008 年度当初から売り上げも多く別注も入り順調にっていましたので、8 月頃より作業者全員が、ドヤに泊まり食事も 3 食できるようになりました。しかし今年に入ってから、全体に売り上げが下がり特にメインの得意先の受注が、半分～4 分の 1 程度に落ち込んでしまい現在も売り上げが下がったままです。

現在は作業者の人数も少ないので、11 月より始まった清掃作業を週に 1～2 日と内職賃金とでドヤで泊まり食事も 3 食できていますが、不況の中、先に対しての見通しが不安なので、新しい内職作業希望者の受け入れが困難になっています。

8.今後について（まとめ）

不況の中ですが、1 つ、1 つの作業に不良品を出さず納期を守り今以上の信頼を築き 少しでも多くの仕事が頂けるよう努力し、1 人でも多くの内職作業の受け入れが出来る態勢を作って現在、在籍をしている人はもとより今後作業を受け入れる時は面談をして内職のあり方を十分説明し出来るだけその人に合った支援が出来るように目標と責任を持って行っていきたいと思っています。

3月26日、NPO釜ヶ崎リサイクルプラザが、西成消防署より表彰されました。

「広報用機材の整備を通じて火災予防の普及推進に寄与した」ということで、リサイクルプラザを代表して、事業担当職員の楳本(カゴモト)吉章と技術指導職員の西村喜雅が、大阪市西成消防署長



特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 会報 41号 2009年5月13日

〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋1-5-4

電話 06(6630)6060 FAX06(6630)9777 E-mail: npokama@npokama.org

会費・寄付の振込口座: 郵便振替: 00900-1-147702 釜ヶ崎支援機構

福祉部門の振込口座: 三菱東京UFJ銀行 萩之茶屋支店(普)1114951 釜ヶ崎支援機構

釜ヶ崎支援機構(南分室) 〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋3-6-12

お仕事支援部 電話 06(6645)0246 FAX06(6645)0369 市内対策部 電話 06(6645)0388

リサイクルプラザ 電話 06(6630)6577 FAX06(6630)6578